

一般廃棄物収集運搬業許可証

三住第 1 7 3 5 号
三戸町許可第 254 号

住 所 階上町大字角柄折字平 10-6
氏 名 株式会社成商クリーンサービス
代表取締役 早川 桂一 様

令和 6 年 2 月 29 日付けで申請のあった一般廃棄物収集業許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の規定により、次のとおり許可し、許可証を交付する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

三戸町長 松 尾 和 彦



許 可 内 容 収集運搬業
廃棄物種類 ・ 事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）
・ 引っ越し等に伴い家庭から排出される臨時ごみ
（可燃、不燃、厨芥類、粗大、家電 4 品目）

許 可 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

収 集 区 域 計画収集区域内

許可条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守し、常に自覚と責任を持って業務にあたり、町の計画及び指導に従うこと。
- (2) 処理施設を利用する場合は、処理施設の係員の指示に従うこと。
- (3) 本許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (4) 上記事項並びに法に基づく処分に違反する行為をしたときは、この許可を取り消すことがある。
- (5) 事業を廃止したとき、又は許可を取り消されたときは、7 日以内に許可返納すること。
- (6) 更新しようとするときは、許可期限の 1 ヶ月前までに申請すること。
- (7) 廃棄物搬入時に処理施設から展開検査を求められた場合、応じること。
- (8) 三戸町一般廃棄物収集運搬業及び処分業許可取扱要綱を遵守すること。